

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

20	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
		沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案		五七、三九	受領 五七、三二二	付託 五七、三一(予) 可決 五七、三三一	付託 五七、三一 可決 五七、三三一	
						可決 五七、三三一	可決 五七、三三一	
						可決 五七、三三一	可決 五七、三二二	

衆議院議員提出法律案（二件）

30	番号	件名	提出者 (月日)	予備送本院へ 付月日 提出月日	参議院	衆議院	備考
		北方領土隣接地域振興等特別措置法案	島田琢郎君 (五一五)	八四	付託 八四(予) 可決	付託 八四 可決 五七、八六 可決 五七、八二〇	
		北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案	近藤元次君 (五一四)	八四 五七、八二〇	可決 五七、八一九 可決 五七、八二〇	可決 五七、八六 可決 五七、八二〇	
		沖繩県における駐留軍用地等の利返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案	上原康助君 (五七、四一四)	五七、四一五	付託 五七、四一五(予) 可決	内閣 五七、四一五 継続審査	

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）

五七、 一、 九 内閣提出

三、 一二 衆可決

三、 三一 参可決

### 要旨

本案は、本土復帰後、満十年を迎える沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、次の三法を改正しようとするもので、主な内容は、以下のとおりである。

#### 一、沖縄振興開発特別措置法の改正

同法の有効期限（本年三月三十一日）を十年延長して、新たに十箇年にわたる振興開発計画を策定するとともに、沖縄についても「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」を適用すること。

二、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の改正

県産酒類に係る酒税の軽減措置等の内国消費税に関する特例及び特定の製造用原料品に係る軽減措置等の関税

に関する特例の適用期限（本年五月十四日）をそれぞれ五年延長すること。

#### 三、沖縄振興開発金融公庫法の改正

住宅金融公庫法の改正に対応して、宅地造成事業に係る貸付対象を拡大するとともに、現行の宅地債券制度に代え、住宅又は宅地の取得の促進を図るため、新たに住宅地債券制度を創設すること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本土復帰後、満十年を迎える沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため次の三法を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、沖縄振興開発特別措置法を改正し、同法の有効期限を十年延長して、新たに十カ年にわたる振興開発計画を策定するとともに、これに基づく事業を推進すること。

第二に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律を改正し、内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限をそれぞれ五年延長すること。第三に、沖縄振興開発金融公庫法を改正し、宅地造成事業に係る貸付対象の拡大等を図ることなどであります。

委員会におきましては、第一次振興開発計画の実績と第二次振興開発計画の構想、水資源及び電力・エネルギー問題、雇用対策と産業振興、米軍基地の整理縮小と跡地利用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、今後の沖縄振興開発の推進に関する八項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆第二八号）（衆議院提出）

五七、 五、一四 衆・議員提出

八、一〇 衆可決

八、二〇 参可決

#### 要旨

本法律案は、北方領土問題等の解決の促進を図るため、国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のため特別の措置を定めようとするもので、主な内容は、次のとおりである。

一、内閣総理大臣が定める北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針に基づき、国は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）に関する諸問題についての国民世論の啓発を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護等の措置の一層の充実強化を図るために必要な措置を講ずること。

二、北海道知事は、基本方針に基づき北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町）の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受け、これを推進すること。

三、この振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等について、国の負担割合の特例を定めること。ただし、この規定は、財政再建期間中は適用しない。

四、国は、北海道又は北方領土隣接地域の市町が振興計画に基づいて行う事業について、地方債及び財政上等の特別の配慮を行うこと。

五、北海道が、北方領土隣接地域の市町等が行う国庫補助の対象とされていない地域振興等のための事業等に助成するため北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、これに充てるための資金の一部（約八十億円の見込み）を昭和五十八年度から五年度以内を目途として交付するものとし、基金の額は、国から交付を受けた補助金の額の四分の五に相当する額を下らないものとする。

六、北方地域に係る戸籍事務等を北方領土隣接地域の市町

の長に行わせること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案につきまして、特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、内閣総理大臣は、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針を定め、これに基づき、国は、国民世論の啓発及び北方地域元居住者に対する援護等の充実強化を図るために必要な措置を講ずること。

第二に、北海道知事は、基本方針に基づき北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受け、これを推進すること。

第三に、この振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等について、国の負担割合の特例を定めること。

第四に、北海道が北方領土隣接地域振興等基金を設ける

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託付	衆議院 委員会 託付	備考
26	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案		五七、三九				
27	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		三九				

内閣提出法律案(四件)

○委員会付託に至らなかつたもの

場合には、国は、これに充てるための資金の一部を補助するものとする等であります。

委員会におきましては、北方領土隣接地域の範囲の妥当性、国の財政上等の特別の配慮の具体的内容、北方領土隣接地域振興等基金による補助と特別交付税との関係、北方地域を四島に限定したことの妥当性と領土問題の基本的解決策等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数

をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、丸谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る北方領土隣接地域及び北方地域元居住者が置かれている特殊な事情にかんがみ留意すべき四項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。